

⇨ 会社負担の源泉所得税

Q : 当社は、この度、税務調査において、昨年度の社員1名の給与所得の年末調整につき誤りを指摘され、徴収漏れの源泉所得税5万円を納付しました。納付時に租税公課としましたが、問題ないでしょうか？

A : 租税公課ではなく、立替金等として処理します。

【解説】

我が国では、給与所得に係る所得税は、源泉徴収の方法をとっており、誤りがあった場合には、所得税の納税義務者から徴収せず、源泉徴収義務者である給与等の支払者（貴社）から徴収することとされています。

したがって、ご質問のような場合は、貴社がその社員の負担すべき所得税を立替払いしたにすぎませんので、納付時に立替金等として処理をし、その後、その社員に支払う給与等からその立替金相当額を差し引く等の方法で返済を受けて精算します。

なお、その徴収された所得税を租税公課等として損金経理したときは、損金の額に算入した所得税相当額はその給与等について追加支給があったものとして取扱うこととされています。したがって、ご質問のように所得税相当額を損金経理しますと、年末調整の誤りが使用人であれば、全額損金算入が認められますが、役員の場合には、役員賞与の追加支給となりますので、損金の額に算入されないこととなります。

